

# 「みまっこみらい給付金」のご案内

子育て世帯の生活を支援するために、美馬市が一時金を支給します！

※ 高校生まで（H16. 4. 2～R5. 3. 31生まれ）のお子様が生付の対象児童となります。



## 給付金の支給額

対象児童1人あたり **2万円**

## 給付金の支給時期

**令和4年7月**から支給を開始します

## 支給対象者と申請方法

**支給対象者**（いずれかにあてはまる美馬市民が対象 基準日：令和4年5月1日）

令和4年5月分の  
**児童手当または特例給付**  
の支給対象者

- 基準日時点で**高校生等**（平成16年4月2日～平成19年4月1日生まれ）の児童の養育者
- 令和5年3月31日までに生まれた**新生児**の養育者
- 令和5年3月31日までに**転入**した、対象児童の養育者
- **公務員**で対象児童の養育者

## 申請は不要です

美馬市から、児童手当等の登録  
銀行口座等へ振り込みます。

**詳しくは裏面を  
ご覧ください。**

## 申請が必要です

- 申請期間：令和4年7月14日（木）  
～ 令和5年3月31日（金）
- 申請書提出先：子どもすこやか課（郵送可）

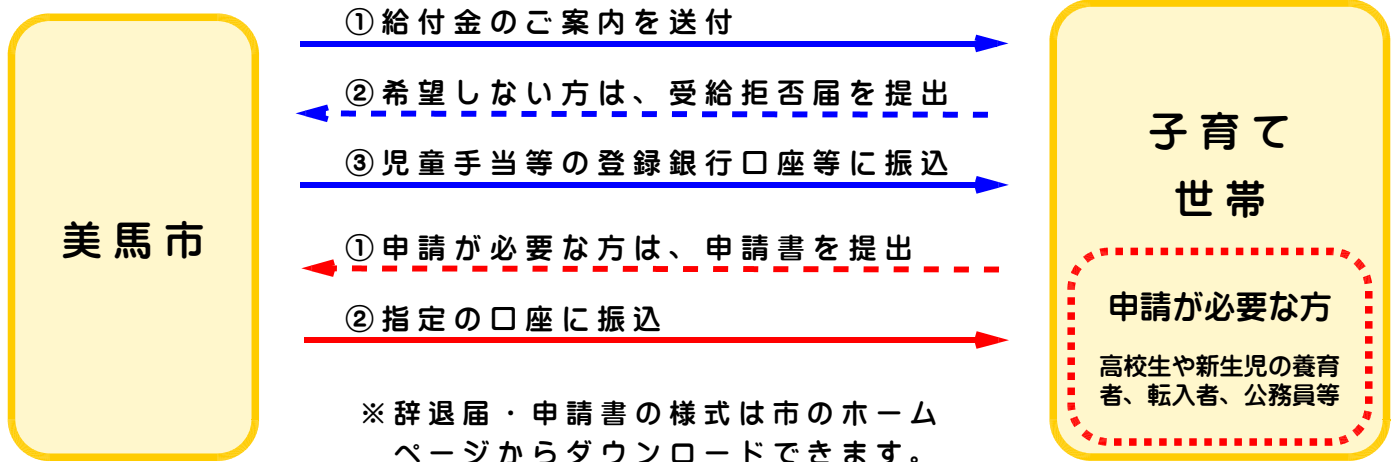
※ 申請書は市のホームページ  
または子どもすこやか課に  
備えています。



▲市ホームページ

お問い合わせは 美馬市子どもすこやか課（☎52-5606）

## 支給までの流れは？



## 申請が必要なのはどんな場合？

- 申請が必要な場合（※申請者は、父母等のうち、主に生計を維持している方となります。）
  - 基準日時点で**高校生等**（平成16年4月2日～平成19年4月1日生まれ）の児童の養育者で、児童手当・特例給付の受給者でない場合
  - 令和5年3月31日までに生まれた**新生児**の養育者や**転入**した、対象児童の養育者
  - **公務員**で対象児童の養育者

## こんなときはどうなるの？

- 令和4年4月末に転出した場合は？  
基準日（令和4年5月1日）時点で美馬市に住所がない場合は、支給の対象になりません。
- 子どもは美馬市に住所があるが、養育者は他の市町村に住所がある場合は？  
養育者の住所が美馬市にある方が支給対象となりますので、この場合は対象外となります。
- 令和5年3月31日に出生した（転入した）場合は、申請ができないの？  
やむをえない理由で期限までに申請できない場合は猶予します。お早めにご連絡ください。
- DV被害により避難している場合は？  
子どもすこやか課にご連絡ください。支給できるように調整します。
- 離婚協議中で、給付金が実際に監護している者にももらえない場合は？  
子どもすこやか課にご連絡ください。支給できるように調整します。
- 所得によって支給対象外になるの？  
所得制限はありません。全ての対象児童の養育者が受給対象となります。

「給付金」に関する**振り込め詐欺**や**個人情報の搾取**にご注意ください！